

各務原市屋外広告物条例等早わかり

平成28年11月

各務原市 都市建設部建築指導課

はじめに

広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして社会的に重要な役割を果たしています。

しかし、同時に、屋外広告物は、都市環境の一部を形成していることから、良好な景観との調和が求められており、さらに、通行人等公衆に対する危害の防止にも十分な配慮が払われなければなりません。

そこで、各務原市では、屋外広告物法に基づき、各務原市屋外広告物条例を定めて、適正な屋外広告物の掲出に努めています。

この冊子は、この条例の概要を説明し、関係の方々により一層ご理解をいただくことを目的に作成しました。

また、以下のWebサイトにも各務原市の屋外広告物に関する情報を掲載しています。

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/148/151/006687.html>

●目次●

I	屋外広告物とは	1
II	禁止広告物	2
III	禁止物件	2
IV	禁止地域	3
V	許可地域	6
VI	重点風景地区	6
VII	許可の基準(抜すい)	7
VIII	適用除外	1 1
IX	許可申請の手続	1 3
X	その他	1 5
	別表 1	1 7

I 屋外広告物とは

道路沿いに建てられる野立広告物、ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、さまざまな形態の屋外広告物がありますが、規制の対象とする「屋外広告物」とは、これらの他にネオンサイン、アドバルーンまで含む幅の広い意味を有しています。

屋外広告物とは

次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」であり、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。

1 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

- ・「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物にはなりません。
これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。
- ・また、4、5日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

2 屋外で表示されるものであること

- ・「屋外」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、法の規制の対象にはなりません。

3 公衆に表示されるものであること

- ・「公衆」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断されます。

4 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するものであること

- ・「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を有したものではない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したのも屋外広告物に含めるということです。

次ページから「各務原市屋外広告物条例」の概要を説明しますが、おおむね次のように構成されています。

各務原市屋外広告物条例

- 禁止広告物…………… 掲出してはいけない広告物
- 禁止物件…………… 原則として広告物の掲出ができない物件
- 禁止地域…………… 原則として広告物の掲出ができない地域
- 許可地域…………… 広告物を掲出するときに許可が必要な地域
- 重点風景地区…………… 広告物を掲出するとき特別な規制がある地域

Ⅱ 禁止広告物（掲出してはいけない広告物）

- 著しく破損した広告物や道路交通の安全を阻害する広告物などは、地域に関係なく掲出してはいけません（条例第3条）。

※ 条例では、次のものが禁止広告物とされています。

- ・ 著しく汚染、変色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

Ⅲ 禁止物件（広告物の掲出ができない物件）

- 1 街路樹や電話ボックスなどには、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません（条例第5条第1項）。

※ 条例では、次のものが禁止物件とされています。

- ・ 橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
- ・ 街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木
- ・ 信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく、駒止め並びに里程標
- ・ 消火せん、火災報知器及び火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
- ・ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの

- ・ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木

2 電柱、街燈柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗若しくは立看板等を掲出できません（条例第5条第2項）。

3 道路の路面には、広告物を表示できません（条例第5条第3項）。

IV 禁止地域（広告物の掲出ができない地域）

1 第1種低層住居専用地域（用途地域の1種類）や風致地区など、良好な景観を特に保持する必要がある地域には、原則として広告物の掲出ができません。

2 条例で禁止地域とされる場所は、次のとおりです。

- (1) 都市計画法により定められた区域
- (2) 文化財保護法により指定された区域
- (3) 森林法により指定された風致保安林のある地域
- (4) 自動車専用道路の全区間
- (5) 道路（自動車専用道路を除く。）、鉄道、軌道及び索道で、市長が指定する
区間
- (6) 道路、鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (7) 都市公園法に規定する都市公園の区域
- (8) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、及び博物館
- (9) 河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (10) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域
- (11) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

※具体的な禁止地域は、次のとおりです。

- (1) 都市計画法により定められた次の区域（条例第4条第1号）

① 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域

② 風致地区

伊木山風致地区

③ 緑地保全地区

八木山特別緑地保全地区

(2) 文化財保護法により指定された次の区域 (条例第4条第2号)

① 重要文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する区域 (文化財保護法第27条関係)

② 重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する区域 (文化財保護法第78条第1項関係)

(平成18年4月1日現在)

指定建造物名	指定する区域
各務の舞台	指定建造物の周囲から50m以内の区域

③ 史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物に指定された地域 (文化財保護法109条第1項若しくは第2項関係)

(平成18年4月1日現在)

名称	種類
木曾川	名勝

④ 伝統的建造物群保存地区及びその地区から展望できる地域 (文化財保護法第143条第2項関係)

(3) 森林法により指定された風致保安林のある地域 (条例第4条第5号、森林法第25条第1項第11号関係)

(4) 自動車専用道路の全区間 (条例第4条第6号)

(5) 道路 (自動車専用道路を除く。)、鉄道、軌道及び索道で、市長が指定する区間 (条例第4条第7号)

別表1 (17ページ) のとおり

(6) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域 (条例第4条第8号)

別表1 (17ページ) のとおり

(7) 都市公園法に規定する都市公園の区域 (条例第4条第9号、都市公園法第2条第1項関係)

(8) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、及び博物館 (条例第4条第11号)

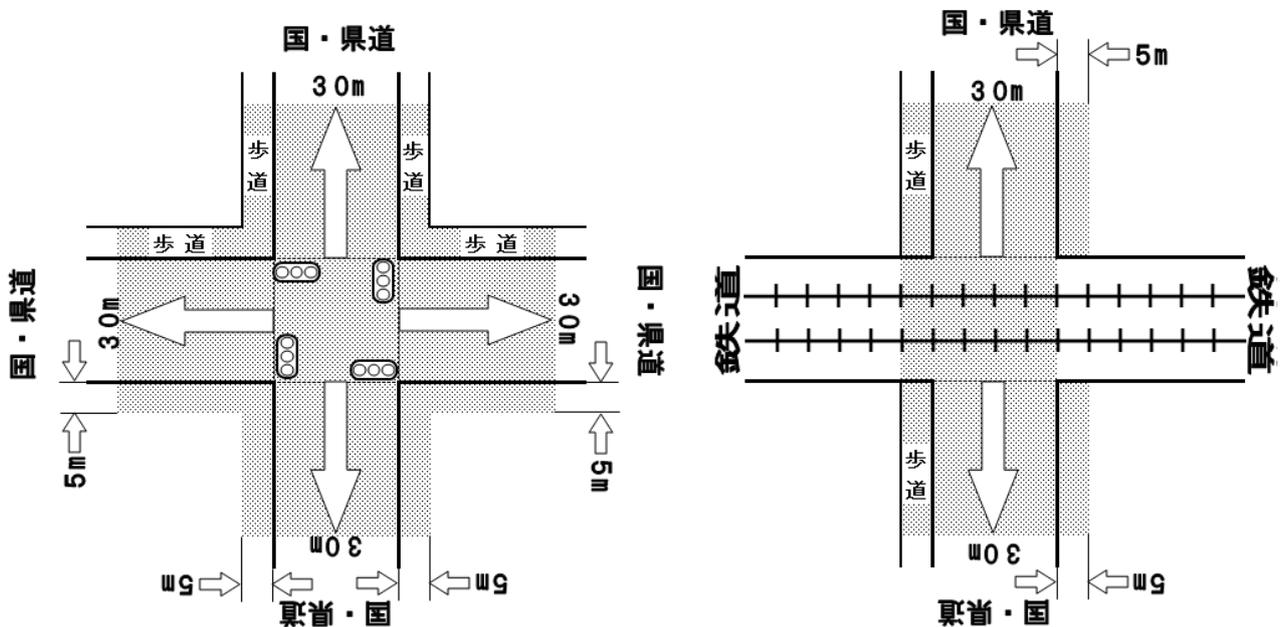
(9) 河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域 (条例

第4条第13号)

(10) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域(条例第4条第14号)

- ① 信号機の設置されている交差点
- ② 一般国道又は県道と一般国道又は県道との交差点
- ③ 一般国道又は県道と鉄道との踏切
- ④ ①及び②の交差点及び③の踏切から30m以内の一般国道又は県道及び①②③の道路に歩道、車道の区分のないときは、その道路の両側5m以内の区域(ただし、高さが7m以上の屋上広告物を除く。)

※略図



(11) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所(条例第4条第15号)

V 許可地域（広告物を掲出するとき許可が必要な地域）

- 1 道路沿いの一定の区域や都市計画区域内などに広告物を掲出しようとする場合には、原則として許可が必要です。
- 2 条例で許可地域とされるところは、次のとおりです。
 - (1) 道路、鉄道等で、市長が指定する区間（条例第6条第5号）
別表1（17ページ）のとおり
 - (2) 道路、鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域（条例第6条第6号）
別表1（17ページ）のとおり
 - (3) 都市計画法の規定により指定された都市計画区域（条例第6条第11号、都市計画法第5条第1項及び第2項関係）
 - (4) この他、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所（条例第6条第12号）

VI 重点風景地区（広告物を掲出するとき特別な規制がある地域）

- 1 重点風景地区とは市内でも特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区のことで、地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物などの基準を定めています。地区内で広告物を設置する場合は、地区ガイドラインを遵守してください。
- 2 重点風景地区は次のとおりです。
 - (1) 歴史的資源・風致を有する地区
 - ・中山道鵜沼宿地区 ・中山道新加納立場地区 ・加佐美神社地区 ・旗本徳山陣屋地区 ・宝積寺地区 ・河跡湖公園地区 ・ごんぼ積み地区
 - (2) 自然景観を有する地区
 - ・おがせ池地区 ・木曾川河畔地区 ・エーザイ川島工園地区 ・権現山東部地区 ・三井山地区 ・木曾川河畔上流地区
 - (3) 都市施設が集積している地区
 - ・都心ルネサンス地区 ・鵜沼駅前地区 ・市民会館周辺地区
 - (4) 主要な道路・河川に隣接する地区

・岐阜各務原 I C 周辺地区 ・木曾川沿い地区 ・新境川沿い地区 ・境川沿い地区 ・大安寺川沿い地区 ・坂祝バイパス沿線地区 ・渡橋周辺地区 ・河田橋周辺地区 ・愛岐大橋周辺地区 ・(仮称)新愛岐大橋周辺地区 ・前渡東町地区 ・各務原大橋通り沿線地区

※具体的な規制内容については、各地区のガイドラインを参照ください。

市ウェブサイトからもダウンロードできます。

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/148/151/6793/index.html>

Ⅶ 許可の基準(抜すい)

1 共通基準

- (1) 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- (2) 汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- (3) 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- (4) 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- (5) 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
- (6) 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。
- (7) 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

2 個別基準

- ・ 屋外広告物は、その種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。
- ・ 具体的な個別基準は、次のとおり

○許可の基準（個別基準）

1 自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第7条第2項第1号）

区 分	広告物の種類	許可地域 (6 ページ)	禁止地域 (3 ページ)
自家 広告物	野立広告物	○表示面積：1個50㎡以下 ○高さ：15m以下 [規則別表第2中2(1)参照]	○表示面積 1事業所等あたり合計50㎡以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと [規則別表第2中2-3(1)参照]
	屋上広告物	○個数：1つの建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積：20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2(2)①参照]	
	壁面広告物	○表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2(2)②参照]	
	突出広告物	○個数：1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積：1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅：1m以下 [規則別表第2中2(2)③参照]	
許可申請	○許可申請が必要 ○ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては、許可申請不要 [規則別表第1中2参照]		

※「規則別表」とは、各務原市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

2 案内用広告物、道標等

案内用広告物とは：自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの
(条例第7条第4項第2号)

道標等とは：道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物(条例第7条第4項第1号)

区分	広告物の種類	許可地域(6ページ)			禁止地域(3ページ)
		道路及び鉄道で市長が指定する区域(別表1(17ページ)参照)		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
案内用 広告物 道標等	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔:1.5m以下 ・その他:1.0m以下 [規則別表第2中2(1)①参照]	○表示面積 1面4㎡以下 合計8㎡以下 集合看板 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ:5m以下 [規則別表第2中2(1)②ア参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔:1.5m以下 ・その他:1.0m以下 [規則別表第2中2(1)③参照]	○表示面積 1面2㎡以下 合計4㎡以下 集合看板 1面10㎡以下 合計20㎡以下 ○高さ 野立広告物のみ5m以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左の基準を満たすこと [規則別表第2中3(2)参照]
	屋上広告物	○個数:1の建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積:20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ:地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2(2)①参照]			
	壁面広告物	○表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2(2)②参照]			
	突出広告物	○個数:1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積:1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・歩道上にあっては地表から2.5m以上 ・車道上にあっては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅:1m以下 [規則別表第2中2(2)③参照]			
許可申請	○案内用広告物は、すべて許可申請が必要 ○道標等は、2㎡以下のものについては、許可申請不要[規則別表第1中4参照]				

案内用広告物、道標等のその他の基準

(許可地域内の「道路及び鉄道で市長が指定する地域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合)

※上表の塗りつぶし部分

ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること。

イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること。

ウ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。

[規則別表第2中2(1)②ア・規則別表第2中3(2)参照]

※「規則別表」とは、各務原市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

3 その他の広告物

区分	広告物の種類	許可地域（6ページ）		禁止地域（3ページ）	
		道路及び鉄道で市長が指定する区域（別表1（17ページ）参照）			左の区域外
		用途地域内	用途地域外		
その他の 広告物	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔：1.5m以下 ・その他：1.0m以下 [規則別表第2中2（1）①参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔：1.5m以下 ・その他：1.0m以下 ○路線からの距離：3.0m以上 ○広告物相互距離：5.0m以上 ※現地確認必要 [規則別表第2中2（1）②イ参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔：1.5m以下 ・その他：1.0m以下 [規則別表第2中2（1）③参照]	
	屋上広告物	○個数：1つの建築物につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積：2.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2（2）①参照]			
	壁面広告物	○表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個3.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2（2）②参照]			
	突出広告物	○個数：1壁面につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積：1個2.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅：1m以下 [規則別表第2中2（2）③参照]			
許可申請	○すべて許可申請が必要 ○ただし、管理用広告物については、下表のとおり。			不可	

管理用広告物の許可申請

○ 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第7条第2項第2号）

	許可地域	禁止地域
表示面積が1個2㎡以下	許可申請不要[規則別表1中3参照]	許可申請不要[規則別表1中3参照]
表示面積が1個2㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、各務原市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

VIII 適用除外（条例の適用が除外されるもの）

○ 選挙運動のための屋外広告物や地方自治体が掲出する広告物などは、条例の適用が除外されます（条例第7条）。

- ・ 具体的な基準は、下表のとおり

禁止物件、禁止地域、許可地域の規定の適用除外となるものの基準

区 分	禁止物件の規定の適用	禁止地域の規定の適用	許可地域の規定の適用
1 法令の規定により掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
2 公職選挙法その他の法令による選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
3 アーケード、街燈柱、公園施設に地名、寄贈者名等を表示するもので、右欄の基準に適合するもの	次の要件を満たすものは、適用除外（許可申請不要） <ul style="list-style-type: none"> ●表示面積（次の2つを満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> ・表示方向から見た場合における当該表示施設・物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の1/20以下 ・0.5㎡（街燈柱については、1㎡）以下（地名、街区名等は面積制限なし） ●個数：1の施設又は物件につき1個（アーケード、街燈柱は個数制限なし） ●色彩：蛍光塗料を使用しないもの <div style="text-align: right;">[規則別表第1中1参照]</div>		
4 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの	全て適用除外（許可申請不要）		
5 自家広告物で右欄の基準に適合するもの	一部適用除外 （禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクその他これらに類するものに掲出する自家広告物が、右欄の基準を満たす場合は、許可申請不要） <div style="text-align: right;">[規則別表第1中5参照]</div>	次の要件を満たすものは適用除外（許可申請不要） <ul style="list-style-type: none"> ●表示面積：1事業所等あたり合計10㎡以下 ●その他：蛍光塗料を使用しないもの <div style="text-align: right;">[規則別表第1中2参照]</div>	

区 分	禁止物件の規定の適用	禁止地域の規定の適用	許可地域の規定の適用
6 管理用広告物で右欄の基準に適合するもの	一部適用除外 (禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクなどに掲出する場合は許可申請不要)	表示面積 2 m ² 以下のものは適用除外 (許可申請不要) [規則別表第 1 中 3 参照]	
7 道標等で右欄の基準に適合するもの	不 可	表示面積 2 m ² 以下のものは適用除外 (許可申請不要) [規則別表第 1 中 4 参照]	
8 冠婚葬祭・祭礼等のため、臨時に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
9 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
10 人、動物、車両、船舶等に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
11 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則に定めるところにより掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
12 広告物を掲出する物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で右欄の基準に適合するもの			広告物を掲出する物件の掲出面をはみ出さないもので、蛍光塗料を使用しないものは適用除外 (許可申請不要)
13 国、地方公共団体、岐阜県交通安全協会及び各務原地区交通安全協会が公共的目的をもって掲出するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合は、禁止物件、禁止地域及び許可地域の規定が適用されないが、各規定の趣旨に沿うように努めなければならない。 ・ 許可申請に代わり、市町村長への通知が必要。 <p>なお、次の広告物は、通知不要。</p> <p>(ア) この表の 1～11 の広告物。</p> <p>(イ) 官公署の建造物・敷地に掲出する広告物。</p> <p>(ウ) 官公署の建造物・敷地の外で、表示面積が 1 面 4 m²以下、合計が 8 m²以下の広告物。</p>		

※ 禁止地域に自家広告物、道標等（この表の 5・7 の基準に適合しないもの）、案内用広告物を掲出するには、許可を受けなければなりません（ただし、8、9 ページの許可の基準を満たすものであること）。

※ 政党が第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域内において表示するはり紙及びはり札については、禁止地域の規定は適用されません（ただし、許可申請は必要）。[規則別表第 1 中 6 参照]

Ⅸ 許可申請の手続

1 新設の場合

- ・ 広告物を掲出しようとする場所を各務原市役所 都市計画課 広告物担当窓口へ「屋外広告物許可申請書」・添付書類を提出し、必ず許可を受けてから着工してください。
- ※ 許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付しなければなりません。
ポスター等の広告物は、許可の証印又は打刻印を受けなければなりません。

※ 提出書類は、次のとおりです。

- (1) 屋外広告物許可申請書（第1号様式）
- (2) 添付書類
 - ① 位置図（野立広告物については、道路、鉄道等からの距離を明示すること。）
 - ② 形状、寸法及び構造に関する仕様書
 - ③ 構造図
 - ④ 彩色広告面模写図
 - ⑤ 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図

2 関連する手続

- (1) 広告物の高さが4 mを超える場合
 - ・ 建築基準法による工作物の確認が必要ですので、各務原市役所建築指導課や指定確認検査機関の建築確認申請 受付窓口で必要な手続をしてください。
- (2) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合
 - ・ 道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続をしてください。
 - ・ 道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、各務原警察署に対し必要な手続をしてください。
 - ・ なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めていませんので留意してください。
- (3) その他の法令
 - ・ 自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や、許可が必要な場合がありますので岐阜県岐阜地域環境室に確認してください。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので、各務原警察署に確認してください。

3 更新の場合

- ・ 許可期間が広告物の種類に応じて、2月～3年以内の範囲で定められています。
- ・ この期限後も引き続き掲出する場合は、期間満了日の30日前までに、「屋外広告物許可申請書」を提出し、許可を受けてください。

※ 提出書類は、次のとおりです。

- (1) 「屋外広告物許可申請書」(第1号様式)
- (2) 当該広告物等のカラー写真

※ 許可期間は、次のとおりです。

広告物の種類		許可期間
野立広告物	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの	3年以内
	その他のもの	1年以内
屋上広告物 突出広告物	堅固な建築物(鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建築物をいう。以下同じ。)を利用するもの	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの 3年以内
	その他のもの	その他のもの 1年以内
壁面広告物	堅固な建築物を利用するもの	3年以内
	その他のもの	1年以内
はり紙、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、広告網その他これらに類するもの		2月以内
その他の広告物		1年以内

4 改造・移転をする場合

許可を受けて掲出した広告物を改造又は移転しようとするときは、「屋外広告物許可申請書」及び添付書類を提出し、必ず事前の許可を受けてください。

※ 提出書類は、次のとおりです。

- (1) 「屋外広告物許可申請書」(第1号様式)
- (2) 添付書類

屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類

5 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

屋外広告物申請者(管理者)変更届(第7号様式)を提出してください。

6 撤去した場合

屋外広告物改修・移転・除却届出書(第8号様式)を提出してください。

7 許可等手数料

許可を受けようとする場合、許可期間の更新を受けようとする場合は、手数料を納入してください。

なお、手数料の額及び納入方法は、屋外広告物担当窓口でご確認ください。

X その他

1 屋外広告業の登録

- (1) 各務原市内において、屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。

※ 詳細は岐阜県都市政策課にお問い合わせください。

- (2) 屋外広告業者は、その営業所ごとに、知事が行う屋外広告物講習会の修了者等を選任しなければならないこととされていますが、屋外広告物講習会の開催については、県公報などによりお知らせします。

※ (広告主の方へ) 広告物の掲出を依頼するときは、登録業者であることをご確認ください。(岐阜県屋外広告物ホームページで登録業者の一覧が確認できます。)

2 屋外広告物を掲出する者の義務

(1) 管理義務

広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持するように努めなければなりません。

(2) 除却義務

許可期間が満了したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

3 違反広告物に対する措置

(1) 措置命令

違反広告物については、除却等の措置が命令されます。

(2) 簡易除却

はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、簡易の除却措置が認められています。

4 罰則

屋外広告物条例に違反した場合には、懲役又は罰金に処せられることがあるほか、過料を徴収されることがあります。

※ 罰則が適用される場合

- (ア) 禁止地域や禁止物件に広告物を掲出したとき
- (イ) 広告物を掲出・変更するときに、許可を受けなかった場合
- (ウ) 広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
- (エ) 措置命令に従わなかったとき
- (オ) 届出をしないで屋外広告業を営んだとき など

別表 1

1 道路

(平成28年4月1日現在)

番号	路線名	禁止地域等		許可地域等			
		禁止区間 (条例第4条第7号の区間)		禁止区域 (第4条第8号の区域)	許可区間 (第6条第5号の区間)		許可区域 (第6条第6号の区域)
		始点	終点		始点	終点	
1	自動車専用道路			市内の全区間の路線の両側500メートル未満の区域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く。			市内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域。ただし、禁止地域等の区域を除く。
2	一般国道21号	坂祝町堺	各務原市鵜沼宝積寺町地内の東海旅客鉄道高山本線の立体交差点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					各務原市鵜沼宝積寺町地内の東海旅客鉄道高山本線の立体交差点	岐阜市・各務原市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

2 鉄道等

(平成28年4月1日現在)

番号	路線名	禁止地域等		許可地域等			
		禁止区間 (条例第4条第7号 の区間)		禁止区域 (第4条第8号の 区域)	許可区間 (第6条第5号の区 間)		許可区域 (第6条第6号の 区域)
		始点	終点		始点	終点	
1	東海旅客鉄 道高山本線	岐阜市境	坂祝町境			左記区間の路線の 両側1,000メート ル以内の区域	
2	名古屋鉄道 犬山線			新鵜沼駅	愛知県境	左記区間の路線の 両側1,000メート ル以内の区域	
3	名古屋鉄道 各務原線			岐阜市境	新鵜沼駅	左記区間の路線の 両側1,000メート ル以内の区域	